

令和元年 7 月 18 日

一般社団法人草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦様

草津市健康福祉部健康増進課
課長 山田 高裕

第 5 期風疹ワクチン接種についての質問書について（回答）

平素は、本市の保健衛生行政にご理解ご協力を賜り、有難うございます。
過日、質問書をいただきました第 5 期風しんワクチン接種につきまして、別紙
のとおり回答いたします。

どうぞよろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

第 5 期風疹ワクチン接種についての質問書への回答 1 部

第5期風疹ワクチン接種についての質問書への回答 （草津市）

Q 1. 第5期のクーポンを持っている人で、他の医療機関で風疹抗体検査を以前に受け、その結果抗体価が今回の基準より低値の場合、第5期接種は可能と言うことですが、以前の抗体検査からの期間はどの程度まで認められますか？

A 1 : 平成26年4月以降に受けた検査結果で抗体価が基準値以下であれば、第5期接種として接種いただくことができます。ただし、本人の記憶ではなく、検査日、検査方法、検査結果の数値が明記されている書類により、接種対象者かどうかを確認ください。

Q 2. またその方が、妊娠を希望する女性の配偶者ないし同居家族に相当する場合、第5期接種の基準よりは高く、従来の妊娠を前提としたワクチン接種の基準よりは低かった場合（県の風疹抗体検査ではなく、自費等で風疹抗体検査を受けておられた場合）、第5期接種ではなく、草津市のワクチン接種費用の助成対象になりますか？

A 2 : 草津市風しん予防接種費助成事業の対象になる予定です。（※現在要綱改正中ですので、改正後、申請受付が可能となりますが、只今は申請受付ができません）現在、従来の草津市風しん予防接種費助成事業の対象に加えて、妊娠を希望する女性の配偶者ないし同居家族であって、クーポン対象者の場合には、今回の風しんの追加的対策で受けた抗体検査および平成26年4月以降の抗体検査結果により対象期間中に実施した予防接種について対象とするよう、実施要綱を改正しているところです。改正後、市民の方への周知及び医療機関や関係機関等に対して、新しい接種勧奨のちらしやポスター等にて周知依頼をさせて頂き申請受付をする予定です。

Q 3. クーポン対象者ではない人が、自費等で風疹抗体検査を受けた結果を持参され（県の風疹抗体検査のしくみではないもの）、その結果が妊娠を希望する女性の配偶者に対するワクチン接種の基準より低値の場合、その方が妊娠を希望する女性の配偶者、ないし同居家族に相当する場合、従来の草津市のワクチン接種費用助成の対象になりますか？

A 3 : クーポンの対象ではない方が、自費で抗体検査を受け、予防接種を受けた場合は、草津市風しん予防接種費助成の対象とはなりません。クーポン対象以外の、従来からの妊娠を希望する女性の配偶者および同居家族の方については、県の抗体検査を受けた方が助成の対象になります。

Q 4. クーポン対象者に風疹抗体検査を施行した結果、第5期接種の基準よりは高く、従来の妊娠を前提としたワクチン接種の基準よりは低かった場合、その方が妊娠を希望する女性の配偶者ないし同居家族に相当する場合、従来の草津市のワクチン接種費用の助成対象になりますか？

A 4：草津市風しん予防接種費助成事業の対象になる予定です。(Q 2の通り、実施要綱を改正しているところです。)